

あ く し つ し ょ う ほ う ぼ く め つ げ っ か ん

12月 は 悪 質 商 法 撲 滅 月 間 で す

福岡県では、毎年12月を悪質商法撲滅月間と位置づけ、県内で啓発などの事業を集中的に行っています。この機会に、ご家族やご近所の方とも情報を共有し、地域全体で注意を呼びかけましょう！

年末年始にご注意を！悪質商法の手口が巧妙化しています



年末年始は、人の出入りや買い物が増える時期である一方、悪質商法の被害も増加する傾向があります。特に高齢者世帯を狙った訪問販売や訪問買取、そして、頼んでいない商品が送られてくる「送り付け商法」にご注意ください。

事例1

「無料点検に来ました」といって訪問し、「このままだと大変な事になる」などと言われ、高額なリフォーム契約を迫られる。



事例2

「不用品を買い取ります」と電話してきて訪問し、実際には貴金属などを安値で強引に買い取られる。



事例3

頼んでいない魚介類などが突然届き、代引きなどで高額な代金を請求される。



これらは全て悪質商法です。送り付け商法では事前に注文していない商品は受け取り拒否して構いません。開封しても原則として支払い義務はありません。冷凍の魚や力二など、年末に多い手口ですので特にご注意ください。

被害にあわないためには



- その場ですぐに契約や売却、支払いはしない
- 不審な電話や訪問はきっぱり断る
- 身に覚えのない商品は受け取らない
- 一人で判断せず、すぐに家族や消費生活センターに相談

被害にあわないためには「あわてず、すぐ相談」が大切です。

安心して新年を迎えるために十分ご注意ください。



太宰府市消費生活センター
☎092-921-2121 (内線 348)

【相談日】毎週月～金曜日(年末年始、祝日を除く)

【時 間】9:30～12:00/13:00～16:00

【相談方法】電話(面談相談も可)※予約不要

【場 所】市役所2階 消費生活相談室